

長浜市訓令第26号

長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部設置規程（平成18年長浜市訓令第64号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 幹事長

(5) 副幹事長

第3条第5項中「構成員」の次に「（未来創造部長及び市民協働部次長を除く。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 幹事長は、市民協働部長の職にある者を、副幹事長は、市民協働部次長の職にある者をもって充てる。

第4条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 幹事長は、幹事会議の会務を総括し、会議の進行を行う。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条第3項中「、幹事」を「、幹事長、副幹事長及び幹事」に、「市民協働部長」を「幹事長」に改め、同条第4項中「市民協働部長」を「幹事長」に改める。

第6条第2項中「市民協働部長」を「幹事長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。